

宮城県大河原合同庁舎売店運営業務 企画提案募集要領

本要領は、宮城県大河原合同庁舎売店運営業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名

宮城県大河原合同庁舎売店運営業務

2 事業目的

宮城県大河原合同庁舎に食品等を販売する売店を設置し適切に運営することにより、勤務する職員等の福利厚生の実現及び来庁者等の利便性向上を図るもの。

3 委託期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

4 事業費（委託上限額）

0円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務内容

別添「仕様書（案）」のとおり

6 契約の相手方の選定

本業務は、県が公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

第2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 日本国内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目を滞納していない者。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

3 この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

5 以下のいずれかの手続きをしている者又はされている者でないこと。

（1）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをして

いる者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）

6 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律194号）第3条の規定によるもの）でないこと。

7 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。

8 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

第3 スケジュール（予定を含む。）

(1) 企画提案募集開始	令和8年 9月 1日（火）
(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和8年 9月14日（月）
(3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和8年 9月16日（水）
(4) 企画提案への参加申込みの期限	令和8年 9月18日（金）
(5) 企画提案書の提出期限	令和8年 9月25日（金）
(6) 企画提案の選考（プレゼンテーション）	令和8年 9月28日（月）
(7) 企画提案書の選考結果通知	令和8年 9月30日（水）
(8) 契約締結（予定）	令和8年10月上旬
(9) 業務開始	令和8年12月上旬

第4 応募手続

1 企画提案書作成時に関する質問の受付

応募に当たって、企画提案書作成等に関する質問を下記のとおり受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しない。

(1) 受付期限

令和8年9月14日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

ア 質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

イ 件名及び電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

(ア) 件名：【事業者名】宮城県大河原合同庁舎売店運営業務に係る質問書

(イ) 電子メールアドレス：syokut@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県総務部職員厚生課 企画管理班）

(ウ) 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に関する回答は、令和8年9月16日（水）までに宮城県総務部職員厚生課の

ホームページ（宮城県公式ホームページ内）に掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。この場合も、その旨ホームページに掲載する。

2 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

- | | |
|---------------------------------|----|
| ア 企画提案参加申込書（様式第2号） | 1部 |
| イ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第3号） | 1部 |
| ウ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） | 1部 |
| エ これまで実施した類似店舗の概要が分かる資料を提出すること。 | |

(2) 提出期限

令和8年9月18日（金）まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は最終日必着とする。

(4) 提出先

宮城県総務部職員厚生課企画管理班

（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎6階）

3 企画提案書の提出

(1) 提出書類

下記を満たす企画提案書 7部

- ア A4版両面印刷（カラー印刷も可）
- イ 表紙と目次を除き10ページ以内

(2) 企画提案書の構成

- ア 売店のレイアウト及び販売する商品の一覧（想定販売価格を含む。）
- イ 当該売店の営業収支見込
- ウ 業務開始（開店）までのスケジュール
- エ 業務の実施体制（商品配送の頻度及びクレーム対応を含む。）
- オ 類似店舗の実績内容

(3) 提出期限

令和8年9月25日（金）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は平日（祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は最終日必着とする。

(5) 提出先

宮城県総務部職員厚生課企画管理班

第5 業務委託候補者の選考

1 選考方法

県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施し、総得点が満点の6割以上の提案者の中から、各委員の評価点の合計が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。

各委員の評価点の合計が最も高い提案者が複数いる場合は、その提案者のうち、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。

また、企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

なお、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、業務委託候補者を選定する。

2 企画提案書の選考（プレゼンテーション審査）

(1) 実施日 令和8年9月28日（月）※実施時間は別途通知する。

(2) 実施会場 宮城県行政庁舎5階 総務部会議室（予定）
（宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号）

(3) 実施方法

- ・プレゼンテーション審査への出席者は3名以内とする。
 - ・1応募者当たりの持ち時間は30分以内（説明時間15分以内、質疑応答15分以内）とする。
 - ・事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、大型モニター等の使用を希望する場合は、企画提案書の提出時に申し出ること。
- なお、この場合、パソコン等必要な設備（モニターを除く。）は提案者が用意すること。

3 選定結果の通知、審査及び選定結果に関する質問

審査終了後、全ての企画提案者に選定結果を通知する。

なお、審査及び選定結果に関する質問には一切応じない。

第6 評価基準・配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

1 売店運営業務の内容（配点50点）

- (1) 売店のレイアウトは適切か。（10点）
- (2) 販売品目は適切か。（10点）
- (3) 販売価格の設定は適切か。（20点）
- (4) 業務開始までのスケジュールは適切か。（10点）

2 業務の実施体制（配点50点）

- (1) 商品配送の体制・頻度は適切か。（10点）
- (2) 防犯への対策は適切か。（10点）
- (3) クレーム等への対応は適切か。（10点）

- (4) 類似店舗の実績は十分か。(10点)
- (5) 売店運営の収支計画は適切か。(10点)

第7 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
 - (2) 本募集要領等に従っていない場合
 - (3) 選考（プレゼンテーション）に参加しなかった場合
 - (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- 2 その他
 - (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
 - (2) 取下願の提出があった場合、既に提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
 - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 契約の締結

本企画提案に係る契約については、下記により行う。

- 1 受注者の決定
審査委員会において選定した受注候補者を契約の相手方として決定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を準用し随意契約を行う。
- 2 契約書及び業務の仕様の確定
 - (1) 契約書は、発注者と受注者で協議の上作成する。
 - (2) 業務の仕様は、仕様書案に記載されている事項を基本とするが、発注者と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

第9 その他必要な事項

- (1) 提出された企画提案書は、原則として返却しない。
- (2) 企画提案書提出後は、原則として、差替え、変更及び取消は認めない。
- (3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 県は、企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による選定の実施を延期し、又は取り止めることがある。
- (5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、宮城県情報公開条例（平成11

年宮城県条例第10号)による開示請求があった場合、個人情報や事業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

- (6) 本提案募集の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

宮城県大河原合同庁舎売店運営業務 仕様書

1 委託業務の名称

宮城県大河原合同庁舎売店運営業務

2 委託期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

3 委託料

委託料は、出店者から県への支払いとし、金額は0円以上とする。

4 委託業務の目的

宮城県大河原合同庁舎に売店を設置し適切に運営することにより、勤務する職員等の福利厚生の実現を図るとともに来庁者等の利便性の向上を図るもの。

5 宮城県大河原合同庁舎の概要

(1) 宮城県大河原合同庁舎の概要

以下の宮城県の地方機関及びその他団体が入居する建物で、財産管理者は宮城県大河原地方振興事務所長（以下「庁舎管理者」という。）である。

入居する事務所等は次のとおり。

〈宮城県の地方機関〉

- ・大河原県税事務所 ・仙南保健福祉事務所（仙南保健所を含む）
- ・大河原地方振興事務所（農業改良普及センター、家畜保健衛生所を含む）
- ・大河原土木事務所 ・大河原教育事務所

〈その他団体〉

- ・仙南地方町村会事務局 ・仙南食品衛生協会

(2) 施設概要

① 所在地：宮城県柴田郡大河原町字南129-1

② 常駐職員数：314人（令和8年8月1日現在）

③ 建築面積：1,671.34㎡

④ 延床面積：6,011.69㎡

(3) 売店の面積：約25.0㎡（ブラウジングルームの一部を使用）

(4) 配置図：別紙のとおり

6 売店の使用形態等

(1) 出店者の使用形態

売店として使用する部分については、県との委託契約に基づき、県が無償で貸し付けるものとする。

(2) 契約期間

契約期間は契約の日から、令和12年3月31日までとする。

(3) 実績の報告

出店者は、毎月10日までに前月の売上報告書を県に提出すること。

報告書等の提出先：宮城県総務部職員厚生課企画管理班

(4) 原状回復

契約期間満了後は、出店者の負担において原状回復しなければならない。

(5) その他必要経費等

ア 内装工事及び設備機器工事等

内装（照明器具等を含む。）は現状のままとして貸し付ける。出店者の都合による内装等の変更は県と協議の上行うことができるが、工事費用は出店者の負担とする。

なお、設備及び什器備品等の設置費用は、出店者の負担とする。

イ 電話等通信機器設置等

外線電話等（ファックス、通信回線を含む。）を設置する場合は、事前に県と協議すること。

なお、工事費用及び機器等整備費用は、出店者の負担とする。

ウ 光熱水費

売店の運営に係る光熱水費は、県が負担（子メーターの設置費用等を含む。）するものとする。

エ その他

上記以外の売店に係る運営経費は、すべて出店者の負担とする。

7 売店の営業条件

(1) 売店の営業条件

ア 営業日は平日（祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までの間を除く。）、営業時間は午前8時から午後6時までの無人営業を基準とする。ただし、基準以外の営業日及び営業時間等を提案する場合は選考の対象とするので、企画提案書に具体的に記載すること。

なお、棚卸等により一時的に販売を中止する場合は、事前に県と協議すること。

イ 売店に必要な機器、什器備品等は、出店者が用意すること。

ウ 軽食（パン・カップ麺等）、飲料水及び菓子（アイス等を含む。）等を陳列し販売することを基準とする。無人営業の場合、防犯カメラ等による所要のセキュリティ対策を講じるとともに、商品購入に係る支払いをキャッシュレス及び現金とすること。なお、基準以外の物品を販売する提案がある場合は選考の対象とするので、企画提案書に具体的に記載すること。

エ 酒類（酒類に似たノンアルコール飲料も含む。）、タバコ、青少年の健全育成に適さない図書、その他公序良俗に反するものを販売しないこと。

オ 食品衛生法等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

(2) その他の条件

ア 本契約を遵守すること。

イ 売店の売上については、すべて出店者の収入とし、県は、当該売店の営業を維持するための助成等を一切行わない。

- ウ 売店の営業に必要な各種法令に基づく許認可などは、出店者が取得すること。
- エ 売店用地として借り受けた部分について、他の者へ転貸しないこと。
- オ 倉庫などの保管施設及び従業員等の駐車場が必要な場合は、合同庁舎の敷地外に独自に用意すること。搬入用車両を合同庁舎敷地内に乗り入れる場合は庁舎管理者の指示に従うこと。
- カ 看板等の大きさ・色彩及び数量等は県と協議し、施設との一体性を保つこと。
- キ 商品等の搬入・搬出時間及び経路については、庁舎管理者の指示に従うこと。
- ク 両替、釣銭補充等については、サポート窓口を設け（24 時間営業を行う場合は 24 時間体制をとること。）出店者が責任をもって行うこと
- ケ 来店者等とのトラブルについては、出店者が解決すること。

(3) 維持管理責任

ア 施設管理

県の設備の照明・エアコン等の店舗内設備の日常における維持管理は、出店者が行い、故障等が発見された場合は県に連絡すること。また、出店に際し持ち込んだ機器類の維持管理、修繕、交換及びメンテナンス等はすべて出店者の負担とする。

イ 清掃

売店内の清掃は、出店者が行うこと。

ウ 廃棄物処理

商品搬入時に発生した段ボールや売れ残り品等出店者が営業活動で生じた廃棄物の処理は、出店者が行うこと。

エ 衛生管理及び感染症対策

関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。

(4) 損害賠償等

ア 出店者は、その責めに帰すべき理由により、使用物件及び県の施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うものとする。

イ アに定める場合のほか、出店者は、本仕様書に定める義務を履行しないため県に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払うものとする。

ウ 売店の設置、運営によって第三者に生じた事故が、県の責めに帰さない事由による場合は、出店者がこれを補償するものとする。

エ 地震等の災害により、売店の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、出店者が速やかな復旧に努めることとし、復旧に係る経費は、出店者が負担するものとする。

オ 利用者のトラブル等は迅速かつ誠実に対応し、速やかに県に報告する。なお、明らかに県に責任がある場合を除き、当該売店に係る盗難や破損等に関しては一切の責任を負わないものとする。

(5) その他

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）により、合理的配慮の提供を行うこと。

イ 環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど、環境への影響に配慮して行うこと。

ウ 災害時に県が必要とする物品の調達・提供等の協力を行うこと。

紙別



(様式第 1 号)

宮城県大河原合同庁舎売店運営業務に係る質問書

令和 年 月 日

連 絡 先	事業者名	
	部署・氏名	
	電 話	
	FAX	
	E-mail	
質問事項		

- ・ 本事業の企画提案をするに当たり質問事項があれば、令和 8 年 9 月 1 4 日（月）までに本様式にて E-mail により送付すること。

件名：【事業者名】 宮城県大河原合同庁舎売店運営業務に係る質問書

送付先：宮城県総務部職員厚生課 企画管理班

E-mail syokut@pref.miyagi.lg.jp

- ・ 電話や口頭での質問は一切受け付けない。

(様式第 2 号)

宮城県大河原合同庁舎売店運営業務に係る企画提案参加申込書

令和 年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

所 在 地

事 業 者 名

代表者職氏名

1 応募する事業名

宮城県大河原合同庁舎売店運営業務

2 応募事業者等の概要

事業所等所在地	〒		
	電 話 :		
事業者名	(フリガナ)		
設立年月日			
業種			
従業員数	人		
代表者職名・氏名			
主な事業内容			
担当者部署名		担当者名	
担当者電話番号		E-mail アドレス	

3 添付書類

- ・(様式第 3 号) 企画提案応募資格に係る宣誓書
- ・(任意様式) 同種・類似業務の受託実績

(様式第3号)

宮城県大河原合同庁舎売店運営業務 企画提案応募資格に係る宣誓書

令和 年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

所 在 地

事 業 者 名

代表者職氏名

宮城県大河原合同庁舎売店運営業務に関する企画提案の応募に当たり、下記のすべての条件に該当し、応募資格を有していることを宣誓します。

記

- 1 日本国内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目を滞納していない者。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 3 この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 5 以下のいずれかの手続きをしている者又はされている者でないこと。
 - （1）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
 - （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
 - （3）破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- 6 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律194号）第3条の規定によるもの）でないこと。
- 7 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- 8 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

(様式第4号)

宮城県大河原合同庁舎売店運営業務に係る企画提案取下願

令和 年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

所 在 地

事 業 者 名

代表者職氏名

都合により、令和 年 月 日付けで提出した宮城県大河原合同庁舎売店運営業務に係る
企画提案書を取り下げます。

委 託 契 約 書 (案)

委託業務の名称	宮城県大河原合同庁舎売店運営業務
委託期間	契約締結の日から令和12年3月31日まで
委託金額	金0円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金0円 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託金額に110分の10を乗じて得た額である。
契約保証金	免 除

宮城県（以下「発注者」という。）と*****（以下「受注者」という。）とは、宮城県大河原合同庁舎売店運営業務（以下「委託業務」という。）を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、別紙宮城県大河原合同庁舎売店運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）により、頭書の委託金額で、頭書の委託期間内に委託業務を完了するものとする。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様事項が生じたときは、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書による場合のほか、売掛債権担保融資保証制度の利用に当たり、債権担保を目的として、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛債権を譲渡（根保証によるものを除く。）することができる。

3 前項に基づいて受注者が売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第50条第1項の規定により出納執行者に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（再委託の禁止）

第3条 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第4条 発注者は、必要に応じ、委託業務の処理状況について調査を行い、及び受注者に報告を

求めることができるものとする。

(業務内容の変更)

第5条 発注者は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

(委託期間の延長)

第6条 受注者は、受注者の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、受注者は発注者に対してその理由を付し、委託期間の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第7条 委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者が協議して決めるものとする。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、これを受理した日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格又は疑義を生じ、補正又は再調査の必要があるときは、受注者は遅滞なく当該補正又は再調査を行い、発注者に補正又は再調査完了の届けを提出して再び検査を受けるものとする。この場合、再検査の期日については前項の規定を準用するものとする。

(委託金の支払)

第9条 受注者は、前条第2項の検査又は同条第3項の再検査に合格したときは、発注者に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に、受注者に委託金を支払わなければならない。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(履行遅滞の違約金)

第11条 受注者は、その責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は、発注者に対し、委託金について遅滞日数に応じ、年3.0%の割合で計算した違約金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第 12 条 発注者は、次の場合、この契約を解除することができるものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由によるものであるときは、発注者は、本条の規定による契約の解除をすることができない。

- (1) 委託期間内に委託業務を完了することができないと認めたとき。
- (2) 受注者が、この契約に違反し、又は不完全な履行をしたとき。

2 前項の場合、発注者は受注者に対して委託金を支払わず、及びこれに関する一切の責めを負わないものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第 13 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、受注者の使用人が受注者の業務として行った行為は、受注者の行為とみなす。

- (1) 受注者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたとき。
- (5) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、前条第 2 項の規定を準用する。

(契約解除の違約金)

第 14 条 受注者は、第 12 条（受注者の責めに帰する理由により生じたものに限る。）又は前条の規定により、契約が解除された場合においては、委託金の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、これを損害賠償金の予定と解してはならない。

(契約解除による損害賠償)

第 15 条 発注者は、第 12 条（受注者の責めに帰する理由により生じたものに限る。）又は第 13 条の規定により、契約を解除した場合において損害が生じたときは、受注者に対して、その損害に相当する金額を請求することができるものとする。

2 受注者は、第 12 条又は第 13 条の規定により、契約が解除された場合において損害が生じても、発注者に対して損害賠償を請求できないものとする。

(公正入札違約金)

第 16 条 受注者は、この契約の入札に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、委託金の額の 100 分の 20 に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。業務が完了した後も、同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令又は独禁法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号。以下「行訴法」という。）第 14 条に規定する出訴期間内に、当該排除措置命令等について行訴法第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を提起しなかったとき。

(2) 排除措置命令等を受け、行訴法第 8 条第 1 項の規定により提起した抗告訴訟に係る判決（当該排除措置命令等の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

(3) 前 2 号の規定に該当しない場合であつて、独禁法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独禁法第 7 条の 4 第 1 項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。

(賠償金等の徴収)

第 17 条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 2. 5 %の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 発注者は、前項の追徴をする場合は、受注者から遅延日数につき年 2. 5 %の割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

(その他)

第 18 条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を所持する。ただし、本書の作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

発注者 宮城県知事 村 井 嘉 浩

受注者 所在地
名 称